



福岡医発第 3360 号（地）
令和 2 年 3 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

要介護認定に係る Q & A について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、要介護認定における認定調査につきましては、本年 2 月 13 日付（福岡医発第 2913 号（地））文書において、市町村が認定調査を委託した場合に認定調査を行うことができる者として、新たに「保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」が規定される予定である旨をご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、要介護認定に係る Q & A が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

当該 Q & A では、令和 2 年 4 月から、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託した時、当該法人は認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があるとする取扱いを見直すことに関する内容や、令和 3 年 4 月から、更新認定において、直前の要介護度と同じ要介護度となった者の有効期間の上限を、現行の 36 ヶ月から 48 ヶ月にすること等に関する内容について解釈が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 要介護認定に係る Q & A について

(令 2. 3. 13 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 197)

令和 2 年 3 月 18 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

要介護認定に係る Q&A について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、要介護認定における認定調査につきましては、本年 2 月 7 日付 (介 156) 文書において、市町村が認定調査を委託した場合に認定調査を行うことができる者として、新たに「保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者」が規定される予定である旨をご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、要介護認定に係る Q&A が発出されましたのでご連絡申し上げます。

当該 Q&A では、令和 2 年 4 月から、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託した時、当該法人は認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があるとする取扱いを見直すことに関する内容や、令和 3 年 4 月から、更新認定において、直前の要介護度と同じ要介護度となった者の有効期間の上限を、現行の 36 ヶ月から 48 ヶ月にすること等に関する内容について解釈が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

・ 要介護認定に係る Q&A について

(令 2.3.13 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定に係る Q & A について

介護保険行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会。以下「部会意見」という。）を踏まえ、令和 2 年 4 月から、市町村が指定市町村事務受託法人に認定調査を委託したとき、当該法人は、認定調査を介護支援専門員に行わせる必要があるとする取扱いを見直すことや、令和 3 年 4 月から、更新認定において、直前の要介護度と同じ要介護度となった者の有効期間の上限を、現行の 36 ヶ月から 48 ヶ月にすること等を予定しています。

本件に関連した事項を含め、要介護認定について下記の通り Q & A を作成いたしましたので、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q1 要介護認定の有効期間は介護認定審査会が個々の高齢者の状態等に応じて定めるものと承知しているが、要介護認定の更新にあたり要介護度が変わらない場合など一定の要件を定めた上で、何ヶ月の有効期間を基本とする等の基本的な考え方を予め定めておくことは差し支えないか。

A1 差し支えない。一方、策定に当たっては、介護認定審査会の意見を踏まえる必要があるとともに、要介護認定においては個々の高齢者の状態等を踏まえ判断することが重要であることから、指針の設定により、こうした判断を妨げることがないよう留意されたい。

Q2 48 ヶ月まで有効期間の設定を可能にするとのことだが、具体的にどのような状態の者が対象となるのか。

A2 48 ヶ月までの長期の有効期間とすることができる状態については、要介護認定においては個々の高齢者の状態等を踏まえ判断する必要があることから、具体的に提示することは困難である。

なお、現行の制度においては、別紙の通り、全国の更新認定の 50% 以上が最長の有効期間としている。

Q3 「令和2年4月からの要介護認定制度の改正案について」（令和2年2月3日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、指定市町村事務受託法人で認定調査を行える者として、「介護保険法施行規則第113条の2第一項及び第二項に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上の者」ということが示されたが、高齢者の診療を行う保険医療機関に看護師として従事していた経験がある場合も、介護に係る実務経験に含めて考えて差し支えないか。

A3 差し支えない。

Q4 平成11年9月17日の全国介護保険担当課長会議において、適用除外施設に入所している者（被保険者以外の者）の要介護認定申請については、退所して被保険者となる3ヶ月前から受け付けることが適当とされているが、退所後に速やかに介護サービスの利用が必要となるときに、3ヶ月では利用調整が困難な場合がある。適用除外施設から介護保険施設に入所する必要があるなど、早期に要介護認定を行う必要がある場合には、3ヶ月より前から認定申請を受け付けるなどの対応が認められないか。また、刑務所等矯正施設に入所している者に対し、同様の対応を行うことは認められるか。

A4 適用除外施設や刑務所等矯正施設に入所している者について、退所に当たって、退所後の介護サービスの利用調整を行う上で、早期に要介護認定を行う必要があると市町村が認める場合には、3ヶ月より前に要介護認定申請を受け付けることも差し支えない。

なお、施設等に入所している間に認定調査を行った場合、退所後の環境で生じる介護の手間は、認定調査時と変わることが想定されるため、有効期間を定める際には、その点も十分に勘案されたい。

Q5 厚生労働省が行っている「要介護認定適正化事業」では、「技術的助言事業」として、介護認定審査会の傍聴や傍聴後に意見交換等を行っているが、これも参考にした取組を、市町村内の合議体間や市町村間で実施することは、「介護認定審査会の運営について」（平成21年9月30日老発0930第6号）において介護認定審査会を原則非公開とすることの例外として捉えてよい。

A5 差し支えない。なお、傍聴される市町村の介護認定審査会の承諾を得るとともに、傍聴を認めた場合であっても、介護認定審査会の審査判定が適切にされるよう配慮されたい。

要介護度別／申請区分別の有効期間の状況

別 紙

	6カ月未満	6カ月	7～11カ月	12ヶ月	13～23カ月	24ヶ月	25～35カ月	36ヶ月
新規	0.1%	9.6%	0.0%	90.2%				
更新	0.0%	1.8%	0.0%	16.2%	0.1%	27.4%	0.0%	54.4%
変更	0.1%	7.5%	0.0%	92.4%				

(要介護度別内訳)

要支援1	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	5.3%	94.7%		
更新	0.2%	18.5%	32.1%	49.2%
変更	9.0%	91.0%		

要介護1	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	18.2%	81.8%		
更新	8.0%	24.1%	26.4%	41.6%
変更	19.6%	80.4%		

要介護3	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	9.9%	90.1%		
更新	0.2%	14.7%	29.0%	56.0%
変更	5.4%	94.6%		

要介護5	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	8.4%	91.6%		
更新	0.3%	5.5%	19.1%	75.1%
変更	5.3%	94.7%		

要支援2	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	5.7%	94.3%		
更新	0.1%	18.8%	31.6%	49.4%
変更	4.3%	95.7%		

要介護2	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	8.1%	91.9%		
更新	0.1%	16.1%	29.0%	54.7%
変更	5.1%	94.9%		

要介護4	6ヶ月以下	7～12ヶ月	13～24ヶ月	25～36ヶ月
新規	10.3%	89.7%		
更新	0.4%	10.8%	25.6%	63.2%
変更	5.9%	94.1%		

※ 出典：介護保険総合データベース。平成31年3月に有効期間がある認定データについて、要介護度別／申請区分別に有効期間を集計（令和元年10月集計）。

※ 小数点第二位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があり、0.0%の表記となっている内訳にも実数がある。